

1 2 給水計画関係

資料 1 2 - 1 災害時における復旧協力に関する協定（大町市水道事業協同組合）

大町市内に災害が発生したとき及び発生する恐れがあるとき（以下「災害時」という。）に緊急な対応の必要が生じた場合、その協力について大町市長 腰原愛正（以下「甲」という。）、大町市水道事業協同組合理事長 腰原照敏（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急な対応の必要があると認めた場合は、乙に対して出動を要請するものとする。

（出動方法）

第2条 乙は、甲からの出動要請があった場合は、迅速に出動し対応するものとする。

（支払請求等）

第3条 出動に伴う支払請求等については、組合加入会員と協議し決定するものとする。

（期間）

第4条 この協定は、平成14年7月30日から施行し、特別な事由のない限りその効力を持続するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労働災害等に疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成して、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成14年7月30日

甲 大町市長 腰原 愛正

乙 大町市水道事業協同組合
理事長 腰原 照敏

資料 1 2 - 2 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定
(アルプスウォーター株式会社)

大町市（以下「甲」という。）とアルプスウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第 1 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（支援物資供給の協力要請）

第 2 条 災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。

（支援物資の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（支援物資）

第 4 条 甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

（支援物資供給の要請手続）

第 5 条 甲が乙に行う要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（支援物資の運搬）

第 6 条 支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行うものとする。

（支援物資の取引）

第 7 条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第 8 条 第 3 条及び第 6 条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各 1 通をそれぞれ保有する。

平成 2 1 年 7 月 3 1 日

甲 大町市大町 3 8 8 7 番地
大町市長 牛越 徹

乙 大町市平 2 6 5 1 番地 5
アルプスウォーター株式会社
代表取締役社長 横田 孝治

資料 1 2 - 3 災害時等における飲料水供給の協力に関する協定

(北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野地区本部松本支店)

大町市（以下「甲」という）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社長野地区本部松本支社（以下「乙」という）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という）に、相互に協力して災害発生後の被災者及び救援者等への飲料水の確保を図るため、飲料水の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第 1 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(飲料水供給の協力要請)

第 2 条 災害時において甲が飲料水を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請するものとする。

(飲料水供給の協力実施)

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬について可能な範囲内で積極的に協力するものとする。

(飲料水)

第 4 条 甲が乙に要請する災害時の飲料水は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

(飲料水供給の要請手続)

第 5 条 甲が乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

(飲料水の運搬)

第 6 条 飲料水の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(飲料水の取引)

第 7 条 飲料水の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認のうえ引取るものとする。また、運搬が困難な場合の飲料水の確保のため、事前に甲乙協議の上設置された自動販売機から引取ることができるものとする。

(費用)

第 8 条 第 3 条および第 6 条の規定により、乙が供給した商品の対価については乙が負担するものとする。

(広域的な支援体制)

第 9 条 乙は、他の支店及び物流拠点との間で、広域的な支援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第 10 条 この協定に定める事項のほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(法令の遵守)

第 11 条 この協定の施行にあたっては、食品衛生法（昭和 22 年法律 233 号）その他関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通をそれ

ぞれ保有する。

別表

最優先供給品目	容器入り水	
優先供給品目	容器入りお茶	
状況に応じて供給する品目	容器入りスポーツ飲料 容器入り嗜好飲料	容器入り清涼飲料 容器入りその他飲料

(1) 「状況に応じて供給する品目」は、おおむね上記の品目として、災害規模や被災者のニーズの変化等、状況に応じて調達・供給する。

(2) 容器とは、ペットボトル、缶及び紙とし、容量は問わない。

平成22年7月15日

甲 大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 松本市芳川村井町823番地2
北陸コカ・コーラボトリング株式会社
長野地区本部松本支店
支店長 小橋 史佳

資料12-4 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定

(AW・ウォーター株式会社)

大町市（以下「甲」という。）とAW・ウォーター株式会社（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

(協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請する。

(支援物資の供給)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力する。

(支援物資)

第4条 甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

(支援物資供給の要請手続)

第5条 甲が乙に行う要請は、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出する。

(支援物資の運搬)

第6条 支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行う。

(支援物資の取引)

第7条 応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取る。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成25年 7月 4日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県大町市大町3500番地1

AW・ウォーター株式会社
代表取締役 加藤 章 一

資料 1 2 - 5 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(平成 2 3 年 5 月 2 5 日現在)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び濁水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第 2 条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第 3 条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第 4 条 応援活動を迅速かつ適切に実施するために、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の 4 地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事 4 人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により 1 名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規程により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

(応援要請)

第 5 条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事から会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会からの必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 水道等の被害状況

(2) 応援の種類（応援給水、応急復旧、機械器具及び資材の提供）

(3) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格、量等）

(4) 応援の期間・場所

(5) 前号の集合日時及び集合場所

(6) 応援先の連絡先・責任者

(応援活動)

第 6 条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前項各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。
(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。
(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。
(応急復旧作業)

第9条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。
(応急復旧資材の供出)

第10条 各会員は、会長から機械器具応援復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。
(応援職員の派遣)

第11条 各会員は、応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規程により応援を要請された会員(以下「応援会員」という。)は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第12条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費等応援会員が平常時負担する経費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第13条 各会員は、連絡担当部局等並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめ一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。
(会員以外の市町村等への応援等)

第14条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第15条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱により定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月25日から施行する。

資料 1 2 - 6 大町市水道指定給水装置工事事業者一覧表

(令和 7 年 1 2 月 1 日現在)

登録番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
1	株式会社長澤設備工業	大町市平 8000 番地 362	0261-22-1466
3	日特工業株式会社	大町市大町 1861 番地 1	0261-22-5266
4	株式会社 G C I	大町市平 8040 番地 106	0261-22-3145
5	信光実業株式会社大町支店	大町市常盤 3630 番地 22	0261-22-2848
6	株式会社黒部電業舎	大町市大町 5095 番地 20	0261-22-7771
8	有限会社南原電気工業	大町市大町 3702 番地 1	0261-22-0772
9	有限会社岡村設備工業	大町市大町 5511 番地 2	0261-85-2807
11	有限会社大信建設	大町市大町 1471 番地 6	0261-23-2838
13	中部精器有限会社	大町市常盤 6908 番地 1	0261-22-2213
16	北沢住設工業	安曇野市穂高有明 2184 番地 51	0263-88-8770
17	有限会社一本木建設	大町市常盤 4726 番地 2	0261-22-8498
18	エフエムサービス	大町市平 1955 番地 217	0261-22-1911
19	株式会社信濃美植	大町市平 1201 番地	0261-23-6400
20	かねほ一級建築士設計事務所	大町市大町 5295 番地 1	0261-22-1819
21	有限会社マツヤマ	大町市大町 2257 番地 2	0261-22-3560
22	有限会社サン設備工業	北安曇郡池田町大字会染 5094 番地 1	0261-62-0162
25	株式会社徳永設備	松本市大字笹賀 5130 番地 1	0263-48-3113
27	株式会社綜立工業	松本市大字新村 2293 番地	0263-47-5863
28	有限会社新生	大町市平 1040 番地 337	0261-26-3345
33	有限会社設備工業	北安曇郡池田町大字会染 7845 番地 7	0261-62-5129
34	有限会社栗田商事	北安曇郡小谷村大字千国乙 3278 番地	0261-82-2090
37	明科設備株式会社	安曇野市明科中川手 1169 番地 2	0263-62-2634
41	建設設備	北安曇郡松川村 5268 番地 211	0261-62-2336
42	有限会社水鍊	北安曇郡池田町大字会染 6766 番地 7	0261-62-6721
44	金森建設株式会社	大町市大町 1252 番地 5	0261-22-1880
45	株式会社中部水工	安曇野市穂高 8298 番地 1	0263-82-3244
46	有限会社東設備	北安曇郡白馬村大字北城 2937 番地 197	0261-72-5897
47	株式会社相模組	大町市大町 3052 番地	0261-22-1800
48	北陽建設株式会社	大町市社 5377 番地	0261-22-1155
49	株式会社ピュアハウス	大町市八坂 997 番地 1	0261-85-0970
52	株式会社峯村組	大町市大町 1300 番地 (0261-22-1233
59	株式会社リホーム白馬	北安曇郡白馬村大字北城 396 番地 1	0261-72-7411
62	有限会社原山木材	大町市常盤 1220 番地 (0261-22-0372
66	株式会社ハイテム	安曇野市穂高 1853 番地 3	0263-82-0271
69	有限会社イシダ設備	安曇野市穂高有明 10041 番地 3	0263-83-4360
70	株式会社中信水道	塩尻市大門七番町 4 番 16 号	0263-52-0881
71	有限会社三和テクノ	松本市寿豊丘 276 番地 1	0263-58-6033
72	株式会社倉品組	大町市美麻 975 番地	0261-29-2331
73	有限会社テクノ安曇野	池田町大字池田 2312 番地 2	0261-62-7005
75	合同会社マディ商会	大町市美麻 9061 番地 1	0261-29-2177
76	稲洋水道株式会社	松本市筑摩一丁目 13 番 16 号	0263-26-4079
77	株式会社シナノ	安曇野市穂高有明 1702 番地 9	0263-83-7553
79	株式会社傳刀組	大町市平 7840 番地	0261-22-0312
80	有限会社ダイトー工業	白馬村大字神城 22701 番地 2	0261-75-7107
81	株式会社泰斗設備工業	長野市中越二丁目 44 番 6 号	026-259-0321
82	安曇さく泉工業株式会社	安曇野市豊科 4328 番地	0263-72-4512
83	有限会社みやび設備	安曇野市穂高 8410 番地 7	0263-82-6979
84	ルピナ中部工業株式会社	松本市宮渕二丁目 2 番 31 号	0263-32-5568
85	株式会社信洋設備	安曇野市堀金烏川 3747 番地 1	0263-72-4213
86	新和設備	大町市平 1727 番地 1	090-3063-6897

登録番号	氏名又は名称	所在地	電話番号
89	株式会社傳刀産業	大町市大町 3812 番地 1	0261-22-0454
92	有限会社二木設備	松本市梓川梓 4151 番地	0263-78-2393
96	株式会社敬陽設備	安曇野市穂高有明 271 番地 1	0263-88-3547
97	株式会社信濃熱学	安曇野市穂高柏原 4171 番地 1	0263-88-5706
98	小林設備	大町市平 690 番地 3	090-7213-7218
100	株式会社クラシアン	横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9	026-283-3861
103	フィフティープラミング サービス	大町市平 3014 番地	0261-23-3938
104	株式会社イースマイル	大阪府中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号 イースマイルビル	06-7739-2525
105	光住設	大町市大町 5577 番地 3	0261-23-6224
108	株式会社エムケーシステム	安曇野市穂高 1815 番地 1	0263-82-4987
109	和田設備	大町市大町 5172 番地 4	090-4094-2773
110	KOBAYASHI 設備	安曇野市穂高有明 10481 番地 20	090-1409-3268
112	共進住設株式会社	長野市徳間 633 番地 1	026-213-4681
113	有限会社エヌ・ケイ設備 工業	安曇野市穂高有明 7174 番地 1	0263-83-2252
115	ALTEC 株式会社	安曇野市穂高有明 457 番地 9	0263-88-5415
116	北アルプス総合設備株式 会社	松本市島立 531 番地 4	0263-31-6002
117	グリーン工業株式会社	北安曇郡松川村 504 番地 12	0261-61-1770
118	高田産業有限会社	長野市竹富 936 番地 1	026-295-2355
119	株式会社巧誠	安曇野市三郷明盛 3013 番地	0263-88-5311
120	株式会社南信設備	下伊那郡阿南町西條 2162 番地 3	0260-31-0305
121	株式会社山陽工業	長野市中条日高 4036 番地 8	026-214-8937
122	スザワ設備	北安曇郡池田町大字会染 6101 番地 76	0261-85-0833
123	日本ガス工事株式会社	長野市三輪 1 丁目 1120 番地 1	026-244-1252
124	有限会社ロータリー技工	塩尻市大字広丘堅石 2146 番地 87	0263-54-5200
125	有限会社丸山設備	安曇野市明科七貴 5809 番地 1	0263-31-3315
126	株式会社ハギワラ	安曇野市穂高柏原 1332 番地 2	0263-82-4562
127	有限会社信州保温	安曇野市豊科 5847 番地	0263-72-2566
128	テルミー設備	北安曇郡白馬村大字神城 21429 番地 2	090-5568-7444
129	株式会社エムアイテック	安曇野市穂高有明 7406 番地 6	0263-87-2314
130	三陽工業長野合同会社	松本市波田 9961-2	0263-88-7783
131	株式会社アイ	松本市大字里山辺 2053 番地 1	050-5534-6161
132	株式会社北部建設	上水内郡飯綱町大字普光寺 821 番地	026-253-2733
133	株式会社コマツ	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 1365 番地	0265-79-2568
134	満設備	東筑摩郡生坂村 7047 番地	0263-88-3751
135	千曲ガス水道株式会社	千曲市大字寂蒔 1128 番地 2	026-272-0035
136	オールパイピングシステ ム株式会社	長野市大字大豆島 5185 番地 3	026-221-2588
137	滉 生	上水内郡飯綱町大字豊野 1363 番地	026-235-4510
138	株式会社アクア住設	諏訪郡富士見町落合 3060 番地 34	0266-75-1237

資料12-7 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定

大町市（以下「甲」という。）と株式会社安曇野ミネラルウォーター（以下「乙」という。）は、大町市の地域において地震、風水害その他の原因による災害が発生したとき（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資（以下「支援物資」という。）の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

第1条 （協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

第2条 （支援物資供給の協力要請）

災害時において甲が支援物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。

第3条 （支援物資の供給）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

第4条 （支援物資）

甲が乙に供給を要請する支援物資は、容器入り飲料水とする。

第5条 （支援物資供給の要請手続）

甲が乙に行う要請は、文書（電子メールを含む）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

第6条 （支援物資の運搬）

支援物資の運搬は、甲若しくは乙又は両者のいずれかが指定する者が行うものとする。

第7条 （支援物資の取引）

応急生活物資の引渡場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認のうえ引き取るものとする。

第8条 (費用)

- 1 第3条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価については、甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第9条 (協議)

この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

令和5年8月28日

甲 長野県大町市大町3887番地
大町市長 牛越 徹

乙 長野県安曇野市穂高有明5945番地100
株式会社安曇野ミネラルウォーター
代表取締役社長 新井 泰憲

資料12-8 災害時における消防用水等の確保に関する協定書

大町市（以下「甲」という。）と大北生コン事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請及び応援協力）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 応援協力に要した業務の経費負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費等の支払い）

第5条 甲は、前条の規定による経費等の請求があった場合、その内容が適当であると認めるときは、その経費等を速やかに支払うものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属組合員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第7条 用水の確保の業務を円滑にするため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲と乙は、この協定書の成立に係る連絡責任者を相手方に報告するものとし、以後変更があった場合も同様とする。

(労災補償)

第9条 この協定に基づき、応援協力の業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状況になった場合においては、甲乙の協議により大町市消防団等公務災害補償条例の規定に該当するときは、補償するものとし、該当しない場合は所属組合員の保険により補償するものとする。

(情報提供)

第10条 乙は、応援協力の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲に積極的に提供するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上各1通をそれぞれ保有する。

令和6年8月26日

甲 大町市大町3887番地

大町市長 牛越 徹

乙 大町市大町2811番地1

大北生コン事業協同組合

理事長 傳刀 俊介